

火災予防条例（例）の一部改正について

予防課

1 はじめに

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、報告書を取りまとめた。本報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、「火災予防条例（例）の一部改正について（通知）」（令和7年8月29日付け消防予第383号・消防特第159号。以下「改正通知」という。）を発出し、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例（例）」という。）について所要の改正を行った。また、これに関連して、改正通知と同日に「令和7年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和7年8月29日付け消防庁次長通知）及び「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について」（令和7年8月29日付け消防第130号等消防庁防災課長等関係課室長連名通知）を発出した。本稿では、今回の条例（例）改正の概要及び運用について解説する。

注）改正条例（例）：「火災予防条例（例）の一部改正について（通知）」（令和7年8月29日付け消防予第383号・消防特第159号）別紙に示す〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例

2 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について（改正条例（例）第29条関係）

林野火災の発生原因の大半はたき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、火の使用制限等の徹底を行うことが必要である。そのため、条例（例）上の火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について、以下のとおり規定の整理を行った。

（1）火災に関する警報の定義の整理

火災予防条例（例）上の火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にした。

（2）屋内での裸火の使用に係る制限規定の削除

火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行った。ただし、地域の実情に応じて、当該規定を引き続き設けることとしても差し支えないこととした。

3 林野火災注意報について

（改正条例（例）第29条の8関係）

火災警報は強い制限・罰則を伴うため、消防本部からは発令を躊躇するとの意見がみられる。そのため、消防本部が強い制限・罰則を伴わずに林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を創設した。概要は以下のとおりである。

（1）林野火災注意報の創設

市（町・村）長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとした。

検討会報告書を踏まえ、以下の発令指標に該当する場合には発令することが考えられるが、地域の気象特性等に応じて、適宜発令指標に調整を加えることも可能としている。

【林野火災注意報の発令指標の設定例】

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないも可能である。

(2) 火の使用の制限の努力義務

林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市（町・村）の区域内にある者は、火災予防条例（例）第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととした。

(3) 対象区域の指定

市（町・村）長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとした。

例えば、森林又はその周囲の一定の範囲内を区域として指定することが考えられる。

【具体的な区域指定の例】

森林の範囲の特定に当たっては、森林法第5条の規定により都道府県知事が作成する地域森林計画や同法第7条の2の規定により森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画の対象となっている区域を参考とすることなどが考えられる。

なお、森林の面積や当該市町村の消防力、森林周辺の消防水利の状況等を踏まえると、林野火災発生時に広範囲に延焼する危険性が低いと考えられる森林を区域指定から一部除外することも考えられる。

4 林野火災警報について

（改正条例（例）第29条の9関係）

消防法第22条の火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、林野火災警報との通称を用いることとし、市（町・村）長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例（例）第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとした。

発令基準については、検討会報告書を踏まえ、以下の発令指標に該当する場合には発令することが考えられるが、地域の気象特性等に応じて、適宜発令指標に調整を加えることも可能としている。

【林野火災警報の発令指標の設定例】

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

5 たき火の届出制度について

（改正条例（例）第45条関係）

事前に消防長（消防署長）に届出が必要となる火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にした。

また、消防長（消防署長）は、火災予防条例（例）第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとした。なお、期間及び区域の設定については、下記のような方法が考えられる。

【届出対象区域の設定例】

たき火の届出については、林野火災の発生の危険性を勘案して、林野火災注意報の考え方も参照した上で、必要に応じて対象となる区域を指定する。

【届出対象期間の設定例】

基本的には、林野火災の発生の危険性が高い1～5月は対象時期としつつ、地域の気象特性等を踏まえて対象時期を変更することが考えられる。

6 その他（改正条例（例）附則関係）

条例の改正が、可能な限り本年度の林野火災の危険性が高まる時季に間に合うよう、施行期日は、令和8年1月1日とした。

7 終わりに

ここまで、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書の内容を踏まえた改正条例（例）の概要及び運用について解説した。各市町村においては、各団体の火災予防条例について、可能な限り、本年度の林野火災の危険性が高まる時季に間に合うよう、令和8年1月1日の施行に向けて改正を行っていただき、各消防本部等においては、本稿も参考としつつ、引き続き、適切な運用をお願いしたい。

消防庁としては、今後の運用状況等を踏まえて、より効果的な林野火災予防対策となるよう、必要に応じ、見直し改善に取り組んでいく所存である。

問合せ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523